

改正案		現行	
別表第一	患者の区分	別表第一	患者の区分
要介護被保険者等である患者(以下単に「患者」という。)のうち入院中以外のもの	老人算定基準に掲げる療養 別表第一第一章第一節並びに第二章第一節、第二節(健康保険の算定方法別表第二区分C005に掲げる在宅患者訪問看護・指導料、C006に掲げる在宅訪問リハビリテーション指導管理料、C008に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料及びC009に掲げる在宅患者訪問栄養食事指導料に係る部分を除く。)並びに第三節から第十二節まで、別表第二(第一章10に掲げる老人訪問口腔指導管理料並びに健康保険の算定方法別表第二区分C001に掲げる訪問歯科衛生指導料及びC003に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料に係る部分を除く。)並びに別表第三(健康保険の算定方法別表第三区分	要介護被保険者等である患者(以下単に「患者」という。)のうち入院中以外のもの	老人算定基準に掲げる療養 別表第一第一章第一節並びに第二章第一節、第二節(健康保険の算定方法別表第一区分C005に掲げる在宅患者訪問看護・指導料、C006に掲げる在宅訪問リハビリテーション指導管理料、C008に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料及びC009に掲げる在宅患者訪問栄養食事指導料に係る部分を除く。)並びに第三節から第十二節まで、別表第二(第一章10に掲げる老人訪問口腔指導管理料並びに健康保険の算定方法別表第二区分C001に掲げる訪問歯科衛生指導料及びC003に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料に係る部分を除く。)並びに別表第三(健康保険の算定方法別表第三区分

15に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料に係る部分を除く。)による点数が算定されるべき療養	別表第一第一章第二節(第3節の4に掲げる診療所老人医療管理料に係る部分を除く。)及び第二章並びに別表第二による点数が算定されるべき療養	15に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料に係る部分を除く。)による点数が算定されるべき療養	別表第一第一章第二節(第3節の4に掲げる診療所老人医療管理料に係る部分を除く。)及び第二章並びに別表第二による点数が算定されるべき療養
法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養施設サービスを行う法第七条第二十三項に規定する療養病床等(療養病床のうちその一部について専ら要介護者を入院させるものにあつては、当該専ら要介護者を入院させる部分に限る。以下「介護療養病床等」という。)以外の病床に入院している患者(短期入所療養介護(同条第十四項に規定する短期入所療養介護をいう。以下同じ。)を受けている患者を除く。)	別表第一第一章第二節(第3節の4に掲げる診療所老人医療管理料に係る部分を除く。)及び第二章並びに別表第二による点数が算定されるべき療養	法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養施設サービスを行う法第七条第二十三項に規定する療養病床等(療養病床のうちその一部について専ら要介護者を入院させるものにあつては、当該専ら要介護者を入院させる部分に限る。以下「介護療養病床等」という。)以外の病床に入院している患者(短期入所療養介護(同条第十四項に規定する短期入所療養介護をいう。以下同じ。)を受けている患者を除く。)	別表第一第一章第二節(第3節の4に掲げる診療所老人医療管理料に係る部分を除く。)及び第二章並びに別表第二による点数が算定されるべき療養
介護療養病床等(老人性痴呆疾患療養病床の病床を除く。)に入院している患者及び短期入所療養介護(法第七条第二十二項に規定する介護老人保健施設の療養室、老人性痴呆疾患療養病床の病床又は指定居宅サービス等の事業の人	別表第一第二章第一節(5に掲げる老人退院前訪問指導料並びに健康保険の算定方法別表第一区分B001の10に掲げる入院栄養食事指導料、B00612に掲げる退院指導料、B008に掲げる薬剤管理指導料、B009に掲げる診療情報提供料(A)	介護療養病床等(老人性痴呆疾患療養病床の病床を除く。)に入院している患者及び短期入所療養介護(法第七条第二十二項に規定する介護老人保健施設の療養室、老人性痴呆疾患療養病床の病床又は指定居宅サービス等の事業の人	別表第一第二章第一節(5に掲げる老人退院前訪問指導料並びに健康保険の算定方法別表第一区分B001の10に掲げる入院栄養食事指導料、B00612に掲げる退院指導料、B008に掲げる薬剤管理指導料、B009に掲げる診療情報提供料(A)

員、設備及び運営に関する基準
(平成十一年厚生省令第三十七号) 附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される同令第四十四條に規定する基準適合診療所の病床において行われるものを除く。別表第二において同じ。)を受けている患者

(注1から注3までに係る場合に限る。)、B010に掲げる診療情報提供料(注6に係る場合を除く。)、B011に掲げる診療情報提供料(注6に係る場合を除く。)、第4部(健康保険の算定方法別表第一第二章第4部第1節に掲げるエックス線診断料の4イ、区分E001の1に掲げる写真診断のうち単純撮影及びE002の1に掲げる撮影のうち単純撮影に係る部分を除く。)、第6部(健康保険の算定方法別表第一区分G100に係る薬剤(人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者(腎性貧血状態にある者に限る。))に係るエリスロポエチンに限る。))に係る部分に限る。)、第7部(1に掲げる老人理学療法、2に掲げる老人作業療法、3に掲げる老人リハビリテーション総合計画評価料及び4に掲げる入院生活リハビリテーション管理指導料並びに健康

員、設備及び運営に関する基準
(平成十一年厚生省令第三十七号) 附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される同令第四十四條に規定する基準適合診療所の病床において行われるものを除く。別表第二において同じ。)を受けている患者

(注1から注3までに係る場合に限る。)、B010に掲げる診療情報提供料(注6に係る場合を除く。)、B011に掲げる診療情報提供料(注6に係る場合を除く。)、第4部(健康保険の算定方法別表第一第二章第4部第1節に掲げるエックス線診断料の4イ、区分E001の1に掲げる写真診断のうち単純撮影及びE002の1に掲げる撮影のうち単純撮影に係る部分を除く。)、第6部(健康保険の算定方法別表第一区分G100に係る薬剤(人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者(腎性貧血状態にある者に限る。))に係るエリスロポエチンに限る。))に係る部分に限る。)、第7部(1に掲げる老人理学療法のイ①、ロ①、ハ①及びニ①、2に掲げる老人作業療法のイ①及びロ①、3に掲げる老人リハビリテーション総合計画評価料、4に掲げる入院生活

保険の算定方法別表第一区分H003に掲げる言語聴覚療法及びH004に掲げる摂食機能療法に係る部分を除く。)、第8部(3に掲げる痴呆性老人入院精神療法料並びに健康保険の算定方法別表第一区分I007に掲げる精神科作業療法、I011に掲げる精神科退院指導料及びI011-2に掲げる精神科退院前訪問指導料に係る部分を除く。)、第9部(基本診療料の施設基準等(平成十四年厚生労働省告示第七十三号) 別表第五の三に掲げる処置に係る部分を除く。))並びに第10部から第12部までの規定による点数が算定されるべき療養(指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第一十一号) 別表第一3イ①の注6又はロ①注4に規定する所定単位数を算定した日に行われたものを除く。)、別表第一第一章第1部及び第2部第4節(短期滞在手術基本料2を除

リハビリテーション管理指導料並びに健康保険の算定方法別表第一区分H003に掲げる言語聴覚療法の1ロ及び2ロ並びにH004に掲げる摂食機能療法に係る部分を除く。)、第8部(3に掲げる痴呆性老人入院精神療法料並びに健康保険の算定方法別表第一区分I007に掲げる精神科作業療法、I011に掲げる精神科退院指導料及びI011-2に掲げる精神科退院前訪問指導料に係る部分を除く。)、第9部(基本診療料の施設基準等(平成十四年三月厚生労働省告示第七十三号) 別表第五の三に掲げる処置に係る部分を除く。))並びに第10部から第12部まで並びに別表第二による点数が算定されるべき療養

<p>介護療養病床等（老人性痴呆疾患療養病床の病床に限る。）に入院している患者及び老人性痴呆疾患療養病床の病床において短期入所療養介護を受けている患者</p>	<p>別表第一第一章第2部第2節27に掲げる精神科措置入院診療加算並びに第8部（3に掲げる痴呆性老人入院精神療法料並びに健康保険の算定方法別表第一区分1007に掲げる精神科作業療法、1011に掲げる精神科退院指導料及び1011-2に掲げる精神科退院前訪問指導料に係る部分を除く。）の規定による点数が算定されるべき療養（指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表第一3イ(1)の注6又はロ(1)の注4に規定する所定単位数を算定した日に行われたものに限る。）並びに別表第二による点数が算定されるべき療養</p>
---	--

<p>介護療養病床等（老人性痴呆疾患療養病床の病床に限る。）に入院している患者及び老人性痴呆疾患療養病床の病床において短期入所療養介護を受けている患者</p>	<p>別表第一第一章第2部第2節27に掲げる精神科措置入院診療加算並びに第8部（3に掲げる痴呆性老人入院精神療法料並びに健康保険の算定方法別表第一区分1007に掲げる精神科作業療法、1011に掲げる精神科退院指導料及び1011-2に掲げる精神科退院前訪問指導料に係る部分を除く。）並びに別表第二による点数が算定されるべき療養</p>
---	--

<p>介護老人保健施設に入所している者である患者及び介護老人保健施設において短期入所療養介護を受けている患者</p>	<p>別表第一第3章及び別表第二並びに健康保険の算定方法別表第一第二章第1部区分B010に掲げる診療情報提供料(注5に係る場合に限る。)による点数が算定されるべき療養（指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表第一3イ(1)の注3に規定する所定単位数を算定した日に行われたものを除く。）並びに別表第一第一章第1部及び第2部第4節（短期滞在手術基本料2を除く。）並びに第2章第3部、第4部、第5部（専門的な診療に特有な薬剤に係るものに限る。）、第6部（専門的な診療に特有な薬剤に係るものに限る。）及び第8部から第12部までの規定による点数が算定されるべき療養（指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表第一3イ(1)の注3に規定する所定単位数を算定した日に行われたものに限る。）並びに別表第二による点数が算定されるべき療養</p>
--	--

<p>介護老人保健施設に入所している者である患者及び介護老人保健施設において短期入所療養介護を受けている患者</p>	<p>別表第一第3章及び別表第二並びに健康保険の算定方法別表第一第二章第1部区分B010に掲げる診療情報提供料(注5に係る場合に限る。)による点数が算定されるべき療養</p>
--	---

療養	
(備考)	
一 この表において「法」とは、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)をいう。	
二 この表において「健康保険の算定方法」とは、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成六年厚生省告示第五十四号)をいう。	
三 この表において健康保険の算定方法を引用する場合は、老人算定基準の各部の注においてその例によるとされている場合をいう。	

別表第一

療養	算定方法
老人算定基準別表第一第二章第2部3に掲げる退院患者継続訪問指導料が算定されるべき療養	介護療養病床等から退院した者である患者については、算定できない。
健康保険の算定方法別表第一第二章第1部区分B009に掲げる診療情報提供料(A)(注2に係る場合に限る。)が算定されるべき療養	同一月において、法第七条第十項に規定する居宅療養管理指導(医師が行う場合に限る。)を行い、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第十九号)別表の5の居宅療養管理指導費(以下「居宅療養管理指導費」という。)を算定した患者については算定できない。

療養	
(備考)	
一 この表において「法」とは、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)をいう。	
二 この表において「健康保険の算定方法」とは、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成六年三月厚生省告示第五十四号)をいう。	
三 この表において健康保険の算定方法を引用する場合は、老人算定基準の各部の注においてその例によるとされている場合をいう。	

別表第一

療養	算定方法
老人算定基準別表第一第二章第2部3に掲げる退院患者継続訪問指導料が算定されるべき療養	介護療養病床等から退院した者である患者については、算定できない。
健康保険の算定方法別表第一第二章第1部区分B009に掲げる診療情報提供料(A)(注2に係る場合に限る。)が算定されるべき療養	同一月において、法第七条第十項に規定する居宅療養管理指導(医師が行う場合に限る。)を行い、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の5の居宅療養管理指導費(以下「居宅療養管理指導費」という。)を算定した患者については算定できない。

健康保険の算定方法別表第一第二章第1部区分B009に掲げる診療情報提供料(A)(注2に係る場合に限る。)及びB011に掲げる診療情報提供料が算定されるべき療養	短期入所療養介護を受けている患者については、算定できる。
健康保険の算定方法別表第一第二章第2部第1節区分C005に掲げる在宅患者訪問看護(注)指導料が算定されるべき療養	特掲診療料の施設基準等(平成十四年厚生労働省告示第七十四号)別表第六に規定する疾病等の患者及び急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護が必要である患者に係る場合に限り算定できる。
健康保険の算定方法別表第一第二章第8部第1節区分I005に掲げる入院集団精神療法及びI008に掲げる入院生活技能訓練療法が算定されるべき療養	同一日に、厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数(平成十二年厚生省告示第三十号)別表の13に掲げる精神科作業療法又は14に掲げる痴呆性老人入院精神療法を行い、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の9二(2)の特定診療費又は指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表第一3八(4)の特定診療費を算定した患者について

健康保険の算定方法別表第一第二章第1部区分B009に掲げる診療情報提供料(A)(注2に係る場合に限る。)及びB011に掲げる診療情報提供料が算定されるべき療養	短期入所療養介護を受けている患者については、算定できる。
健康保険の算定方法別表第一第二章第2部第1節区分C005に掲げる在宅患者訪問看護・指導料が算定されるべき療養	特掲診療料の施設基準等(平成十四年三月厚生労働省告示第七十四号)別表第六に規定する疾病等の患者及び急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護が必要である患者に係る場合に限り算定できる。
健康保険の算定方法別表第一第二章第8部第1節区分I005に掲げる入院集団精神療法及びI008に掲げる入院生活技能訓練療法が算定されるべき療養	同一日に、厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数(平成十二年二月厚生省告示第三十号)別表の13に掲げる精神科作業療法又は14に掲げる痴呆性老人入院精神療法を行い、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の9二(2)の特定診療費又は指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年二月厚生省告示第二十一号)別表第一

<p>老人算定基準別表第二第1章6に掲げる歯科口腔疾患指導管理料、同章7に掲げる老人慢性疾患生活指導料及び健康保険の算定方法別表第二第2章第1部区分B009に掲げる診療情報提供料(A)(注2に掲げる場合に限る。)が算定されるべき療養</p>	<p>同一月において、法第七条第十項に規定する居宅療養管理指導(歯科医師が行う場合に限る。)を行い、居宅療養管理指導費を算定した患者については、算定できない。</p>
<p>健康保険の算定方法別表第三第2節各区分(区分15を除く。)に掲げる薬剤服用歴管理・指導料、薬剤情報提供料1及び2、長期投薬情報提供料、医薬品品質情報提供料、調剤情報提供料並びに服薬情報提供料が算定されるべき療養</p>	<p>同一月において、法第七条第十項に規定する居宅療養管理指導(薬剤師が行う場合に限る。)を行い、居宅療養管理指導費を算定した患者については、算定できない。</p>
<p>(備考)</p> <p>一 この表において「法」とは、介護保険法をいう。</p> <p>二 この表において「健康保険の算定方法」とは、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成六年厚生省告示第五十四号)をいう。</p> <p>三 この表において健康保険の算定方法を引用する場合は、老人算定基</p>	
<p>準の各部の注においてその例によるとされている場合をいう。</p>	

<p>老人算定基準別表第二第1章6に掲げる歯科口腔疾患指導管理料、同章7に掲げる老人慢性疾患生活指導料及び健康保険の算定方法別表第二第2章第1部区分B009に掲げる診療情報提供料(A)(注2に掲げる場合に限る。)が算定されるべき療養</p>	<p>3ハ(4)の特定診療費を算定した患者については、算定できない。</p> <p>同一月において、法第七条第十項に規定する居宅療養管理指導(歯科医師が行う場合に限る。)を行い、居宅療養管理指導費を算定した患者については、算定できない。</p>
<p>健康保険の算定方法別表第三第2節各区分(区分15を除く。)に掲げる薬剤服用歴管理・指導料、薬剤情報提供料1及び2、長期投薬情報提供料、医薬品品質情報提供料、調剤情報提供料並びに服薬情報提供料が算定されるべき療養</p>	<p>同一月において、法第七条第十項に規定する居宅療養管理指導(薬剤師が行う場合に限る。)を行い、居宅療養管理指導費を算定した患者については、算定できない。</p>
<p>(備考)</p> <p>一 この表において「法」とは、介護保険法をいう。</p> <p>二 この表において「健康保険の算定方法」とは、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成六年三月厚生省告示第五十四号)をいう。</p> <p>三 この表において健康保険の算定方法を引用する場合は、老人算定基</p>	
<p>準の各部の注においてその例によるとされている場合をいう。</p>	